

# 税

問合先 税務課

## 軽自動車税

### 【廃車手続は3月31日(火)まで】

3月下旬は廃車手続が最も集中します。手続に時間がかかることが予想されるので、早めの手続をお願いします。詳しくは広報2月号をご覧ください。

### 【令和8年度軽自動車税の減免】

身体などに障害を有する人が所有しているまたは生計を同じくする人がその人のために使用している軽自動車などの軽自動車税を減免する制度があります。この制度は、障害を有する人たちの社会参加に役立てるためのものです。  
 ※減免申請は普通自動車、軽自動車などのうち、いずれか1台のみ。また、必要な書類や条件は多少異なりますので、詳しくは問い合わせてください。

**申請期間** 3月2日(月)～6月1日(月)

**必要なもの** 身体障害者などの手帳の原本、マイナンバーカードまたは個人番号通知カード、運転免許証など

※令和7年度に減免を受けている

人は、3月上旬に継続用の申請書を送付します。令和7年度の内容から変更や手帳の更新などがない人は電子申請ができます。詳しくは回封する案内文を確認してください。

### 申請・問合先

- 軽自動車…：税務課
- 普通自動車…：府 泉南府税事務所 (☎43993601)

## 固定資産税

### 【土地・家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧】

自分の土地や家屋の評価を他と比較するため、縦覧帳簿を見ることが出来ます。

- 土地の納税者は、土地の縦覧帳簿(所在地、地目、地積、評価額)
- 家屋の納税者は、家屋の縦覧帳簿(所在地、種類、構造、床面積、評価額)

**日時** 4月1日(水)～6月1日(月)

**必要なもの** 本人確認のできる書類、前年度の納税通知書(※)

**手数料** 無料

### 【固定資産課税台帳の閲覧】

納税義務者本人に加え、借地・借家人なども対象資産の課税内容を開覧できます。

**必要なもの** 本人確認のできる書類、借地・借家人は賃貸借契約書および地代家賃の領収書など(※)

**手数料** 納税義務者は無料、納税義務者以外は1件400円

(※)…：いずれも代理人の場合は委任状(法人の場合は委任状または会社印)が必要です。



## オンラインで

### 市・府民税所得・(非)課税証明の請求ができます

本市では、スマートフォンとマイナンバーカードを用いて、オンラインで市・府民税所得・(非)課税証明の交付申請ができる「オンライン申請」を導入しました。

### 必要なもの

- スマートフォン…：マイナンバーカードが読み取れるもの
- マイナンバーカード…：有効な利用者証明用電子証明書、署名用電子証明書が搭載されていること

- マイナンバーカードの暗証番号…：利用者証明用電子証明書(数字4桁)、署名用電子証明書(英数字混合6～16桁 ※暗証番号の入力を間違えるとロックがかかります。)
- クレジットカードまたはPay Pay

### 注意事項

- 申請から証明書の発行まで、土・日曜日、祝日、年末年始を除き概ね1週間を要します。
- ※詳しくは市ホームページ(ID 234)をご覧ください。

## 市・府民税

～申告は3月16日(月)まで～

市役所1階申告会場で市・府民税の申告を受付しています。 ※申告書は郵送でも提出可



▲電子申告はこちら

## 納付

### 【市税の納め忘れは ありませんか】

令和7年度の市税の納期限は、既に終了しています。未納があること、本来納めるべき税額のほか延滞金などを合わせて納めていただくことになり、遅れるほどその金額も加算されていきます。なお未納が続くと財産調査のうえ、差押することにふりかねません。今一度、納付の確認をお願いします。

### 【市税の納付は 便利な口座振替で】

忙しい人や不在がちな人は、便利な口座振替を利用してください。池田泉州銀行、紀陽銀行、南都銀行の口座で申し込む場合は、Web口座振替受付サービスを利用できます。

### ～申込は簡単です～

※詳しくは市ホームページ(ID 13102)をご覧ください。  
 預貯金通帳と届出印鑑を持参し市内の各金融機関の窓口で申込をしてください。また、税務課窓口でも、専用端末を利用し、キャッシュカードで口座振替申込手続ができます(大阪泉州農業協同組合、近畿労働金庫は除く)。一部取り扱いできないカードがあります。詳しくは問い合わせてください。

3月19日(木)までに申し込むと新年度当初分から取り扱いき、翌年度から毎年、自動的に継続します。

税務署からのお知らせ

問合せ先 泉佐野税務署  
☎462・3471

納期限と振替日

| 税 目              | 納期限      | 振替日      |
|------------------|----------|----------|
| 申告所得税及び復興特別所得税   | 3月16日(月) | 4月23日(休) |
| 個人事業者の消費税及び地方消費税 | 3月31日(火) | 4月30日(休) |

※振替日は、振替納税を利用する場合です。振替納税にはそれぞれの税目の納期限までに「振替依頼書」の提出が必要です。



▲振替納税に係る  
手続はこちら

令和7年分

所得税等の確定申告

所得税等の確定申告書の受付は、3月16日(月)までです。個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告書の受付は3月31日(火)までです。

税務署での申告相談を希望する人は、LINEによるオンライン事前予約のうえ、マイナンバーカードとマイナンバーカードのパスワード2種類を必ず持参し来署してください。なお、予約なしで来署した場合は、長時間お待ちいただくことや、当日中に相談を受けられないこともあるので、あらかじめご了承ください。

駐車場が混雑するので、予約時間より30分以上前の来署はご遠慮ください。(駐車場への入庫を断る場合があります)。  
※3月1日(日)の合同申告会場である岸和田税務署には駐車場がありません。

国保年金

問合せ先 国保年金課

保険料の納付は

お済みですか？

今月は、国民健康保険料の最終納期限(第10期)です。保険料を未納のままにしておく、保険給付に制限がかかるほか、公平性の観点からやむを得ず滞納している人の財産(不動産・預貯金・給料など)を調査し、差し押さえることとなります。保険料は納期限までに納めてください。納付が困難な事情がある場合は、納付猶予や分割納付の相談もできますので、電話で相談してください。

ご存知ですか？

国民年金第1号被保険者の  
独自給付

【寡婦年金】

第1号被保険者として保険料を納めた期間と保険料を免除された期間を合算して原則10年以上ある夫が、障害基礎年金または老齢基礎年金のいずれの年金も受けずに亡くなった場合、婚姻期間(内縁関係を含む)が10年以上ある妻が

60歳から65歳になるまでの間、夫が受けられるはずであった老齢基礎年金額の4分の3を受けることができます。

ただし、妻が老齢基礎年金を繰り上げ受給している場合は受給できません。

【死亡一時金】

第1号被保険者として保険料を3年以上(全額納付した月は1カ月、4分の1免除は4分の3カ月、半額免除は2分の1カ月、4分の3免除は4分の1カ月で計算)納めた人が、障害基礎年金・老齢基礎年金のいずれも受けずに亡くなった場合、生計を同じくしていた遺族(配偶者・子など)に死亡一時金が支給されます。

ただし、遺族が遺族基礎年金を受けられるときは受給できません。

※受け取れる金額は保険料の納めた月数で異なります。また付加保険料を3年以上納めていた場合は、8,500円が加算されます。死亡一時金を受ける権利の時効は、死亡日の翌日から2年です。死亡一時金と寡婦年金の両方を受けられる場合は、支給を受ける人の選択によって、どちらかが支給されます。

広 告